

指定介護予防支援事業所

重要事項説明書

契 約 書

檜葉町地域包括支援センター

介護予防ケアマネジメント・介護予防支援に関する重要事項説明書  
兼 介護予防ケアマネジメント及び介護予防支援に関する契約書

\_\_\_\_\_様（以下「利用者」という）と「檜葉町地域包括支援センター」（以下「センター」という）は、センターが利用者に対して行う介護予防ケアマネジメント又は介護予防支援について、次のとおり重要事項を説明し、契約を締結します。

【重要事項説明書】

1 事業所の概要

(1) 事業所の種類 介護予防支援事業所

(2) 事業の目的

利用者の身体的・精神的・社会的機能の維持向上を目指し自立保持を目的とします。

(3) 事業所名 檜葉町地域包括支援センター

(4) 事業所の所在地 福島県双葉郡檜葉町大字北田字鐘突堂5-5

(5) 電話番号 0240-25-4155

(6) 代表者 社会福祉法人檜葉町社会福祉協議会 会長 松本 幸英

(7) 管理者 江尻 しのぶ

(8) 事業所の運営方針

利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるように配慮し、利用者の心身の状況、そのおかれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健・医療・福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮します。

また、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される総合事業サービス又は指定介護予防サービス等が特定の種類又は特定の総合事業サービス事業者及び介護予防サービス事業者に不当に偏ることのないよう公正中立に行います。

(9) 実施地域

通常サービス提供地域 檜葉町

2 営業日及び営業時間

(1) 事業所の営業日

月曜日から金曜日

(ただし、祝祭日、12月29日から1月3日を除きます)

(2) 事業所の営業時間

8時30分～17時15分

3 職員の体制

看護師（常勤）1名

社会福祉士（常勤）2名

主任介護支援専門員（常勤）1名

\*職員の配置については、指定基準を遵守しています。

#### 4 利用料金

介護予防ケアマネジメント又は介護予防支援に関するサービス利用料金について、センターが法律の規定に基づいて、介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領する場合（法定代理受領）は利用者の自己負担はありません。

ただし、利用者の介護保険料の滞納等により、センターが介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領することができない場合は、法律の規定に基づくサービス利用料金の全額を一旦お支払い下さい。

#### 5 事故発生時の対応

事業所は利用者に対するサービス提供により事故が発生した場合には檜葉町役場介護保険係、ご家族等への連絡を行い、事故処理に必要な対応を速やかに行います。

#### 6 苦情の受付について

センター及び介護予防ケアプランに位置づけたサービス等に対する苦情やご相談は、以下の専用窓口で受付けます。

連絡先 檜葉町地域包括支援センター

電話番号 0240-25-4155

苦情受付担当者 江尻 しのぶ

苦情解決責任者 檜葉町社会福祉協議会事務局長

対応日時 平日 8時30分から17時15分

## 【契約書】

### （契約の目的）

第1条 センターは、介護保険法令の趣旨に基づき、利用者に対し介護予防ケアマネジメントプラン又は介護予防サービス計画（以下「介護予防ケアプラン」という）の作成を支援するとともに、介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という）、指定介護予防サービス又は指定地域密着型介護予防サービス（以下「介護予防サービス等」という）の提供が確保されるよう指定介護予防・日常生活支援サービス事業者、指定介護予防サービス事業者又は指定地域密着型介護予防サービス事業者（以下「指定事業者」という）との連絡調整その他の便宜を図ります。

### （契約期間）

第2条 本契約の契約期間は、契約締結の日から利用者の総合事業の対象者の有効期間満了の日又は要支援認定の有効期間満了の日までとします。ただし、契約の解除に係る事項に該当した場合を除き、契約期間が満了する日までに利用者からセンターに対して、契約の解除の申し出がない場合は、本契約は自動的に更新されるものとします。

### （担当職員）

第3条 センターは、センターに所属する介護支援専門員等（以下「センター職員」という）を利用者に対する介護予防サービス等の提供の担当として任命します。担当者を変更する場合は、あらかじめ利用者と協議します。

### （介護予防ケアプラン作成の支援）

第4条 センターは、次の各号に定める事項をセンター職員に担当させ、介護予防ケアプランの作成を支援します。

- （1）利用者の居宅を訪問し、利用者等に面接して介護予防サービス等の提供に係る情報を収集し、解決すべき課題を把握します。
- （2）センターが所管する地域における指定事業者に関する介護予防サービス等の内容、利用料等の情報について、正確に利用者等に提供し、提供を希望する介護予防サービス等の選択を利用者等に対し求めます。
- （3）提供される介護予防サービス等の目標、その達成時期、介護予防サービス等を提供する上での留意点等を盛り込んだ介護予防ケアプランの原案を作成します。
- （4）介護予防ケアプランの原案に提案した介護予防サービス等について、その種類、内容、利用料等について利用者等に説明し、利用者等から書面にて同意を受けます。
- （5）その他、介護予防ケアプラン作成に関する必要な支援を行います。

### （経過観察・再評価）

第5条 センターは、介護予防ケアプラン作成後、次の各号に定める事項をセンター職員に担当させます。

- （1）利用者等と継続的に連絡を行い、経過の把握に努めます。

(2) 介護予防ケアプランの目標に沿って介護予防サービス等が提供されるよう指定事業者との連絡調整を行います。

(3) 利用者の状態について定期的に再評価を行い、状態の変化に応じて介護予防ケアプラン変更の支援、要支援認定申請、基本チェックリスト実施の支援等の必要な対応を行います。

#### (施設利用の支援)

第6条 センターは、利用者がその居宅においては日常生活を営むことが困難になったと認められる場合、又は利用者が施設への入居を希望した場合は、利用者が入居できる施設の情報提供を行います。

#### (介護予防ケアプランの変更)

第7条 利用者等が介護予防ケアプランの変更を希望した場合、又はセンターが介護予防ケアプランの変更が必要であると判断した場合は、利用者等とセンターとの双方の合意をもって介護予防ケアプランを変更します。

#### (届出・申請に係る援助)

第8条 センターは、利用者等が介護予防サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼(変更)の届出、要支援認定(更新)の申請又は状態の変化に伴う区分変更の申請を円滑に行えるよう利用者等を援助します。

2 センターは、利用者等が希望する場合は、前項に規定する届出又は申請の手続きを利用者等に代わって行います。

#### (給付管理)

第9条 センターは、介護予防サービス等の実績管理のために、介護予防ケアプランに基づく給付管理票を毎月作成し、福島県国民健康保険団体連合会に提出します。

#### (介護予防サービス等の提供の記録)

第10条 センターは、介護予防ケアマネジメント又は介護予防支援の提供に関する記録を作成することとし、これを本契約期間終了後5年間保存します。

2 センターは、利用者が転居等により他の指定介護予防支援事業所を利用することとなった場合、又は利用者等から書類の交付の申し出があった場合には、当該利用者等に対し、直近の介護予防ケアプラン及びその実施状況に関する書類を交付するものとします。

#### (費用)

第11条 センターが提供する介護予防ケアプランの作成に係る費用は、介護保険法等の規定に基づくものとし、重要事項説明に記載のとおり、介護保険法の法定代理受領規定により、センターが介護保険から直接納付を受領する場合は、利用者の自己負担は発生しないものとします。

2 前項の規定に関わらず、利用者の保険料滞納等により介護保険の適用に制限がかかり、センターが費用を法定代理受領できない場合は、利用者は法定の規定に基づくサービス利用料金の全額をセンターに一旦支払うものとします。

#### (契約の解除)

第 12 条 利用者は、センターに対して、契約の解除を行う 7 日前までに契約を解除する旨を書面にて通知することにより、本契約を解除することができます。ただし、利用者の病状の急変及び緊急の入院等、やむを得ない事情がある場合には、この限りではありません。また、契約の解除によってセンターに生じた不測の損害を賠償しなければなりません。

2 利用者は、前項の規定に関わらず、本契約を継続しがたい正当な理由がある場合には、直ちに本契約を解除することができます。

3 センターは、やむを得ない事情がある場合、利用者等に対して 1 ヶ月間の予告期間をおいて理由を示した書面にて通知することにより、本契約を解除することができます。

4 センターは、利用者等がセンター職員に対して、本契約を継続し難い背任行為を行った場合は、書面にて通知することにより、直ちに本契約を解除することができます。

5 利用者が次の事由に該当した場合は、本契約は自動的に終了します。

(1) 総合事業の対象者でなくなった場合、要支援認定を取り消された場合、又は要介護認定を受けた場合

(2) 転出又は死亡により、本町の介護保険の被保険者としての資格を喪失した場合

(3) 介護予防認知症対応型共同生活介護等を利用することとなった場合

(4) 総合事業の対象者とならないまま、又は要支援認定の更新申請をせずに、要支援認定の有効期間が満了した場合

#### (秘密保持)

第 13 条 センターは、業務上知り得た利用者等に関する情報を、正当な理由なく第三者に漏らしません。この秘密を保持する義務は、契約終了後も継続します。

2 センターは、サービス担当者会議、介護支援専門員や事業所及び関係機関との連絡調整等、利用者等の個人情報を用いる必要がある場合は、利用者等からあらかじめ書面にて同意を得るものとします。

#### (賠償責任)

第 14 条 センターは、介護予防ケアマネジメント又は介護予防支援の提供に伴って、センターの責めに帰すべき事由により利用者の生命、身体及び財産に損害を及ぼした場合は、その責任の範囲において損害を賠償します。

#### (身分証明書携帯)

第 15 条 センター職員は、常に身分証を携帯し、初回訪問時及び利用者等から提示を求められたときは、いつでも身分証を提示します。

(苦情の対応)

第 16 条 センターは、利用者等からの相談、苦情等に対応する窓口を設置し、介護予防ケアマネジメント又は介護予防支援、介護予防ケアプランに提案した介護予防サービス等に関する利用者等の要望、苦情等に対し、迅速に対応します。

(公正中立の原則)

第 17 条 センターは、特定の指定事業所に偏ることのないよう、また特定の種類に偏ることのないように、公正中立に業務を行います。

(業務の委託)

第 18 条 センターは、第 1 条に規定する契約の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、利用者の同意に基づき、介護予防ケアマネジメント又は介護予防支援の一部（以下「業務」という）を指定居宅介護支援事業所（以下「支援事業者」という）に委託し、業務を支援事業所に所属する介護支援専門員に行わせることができますものとし、

2 センターは、業務を委託した支援事業者が行う当該業務に関しても最終責任を負うものとし、センター及び支援事業者が協力し、本契約に定めた事項の履行に努め、利用者を支援します。

(合意裁判管轄)

第 19 条 この契約について、止むを得ず訴訟となる場合は、センターの所在地を所管する裁判所を第一審管轄裁判所とすることを、予め同意することとします。

(本契約に定めのない事項)

第 20 条 利用者及びセンターは、信義誠実をもって本契約を履行するものとし、

2 本契約に定めのない事項については、介護保険法その他関係法令の主旨に基づいて、双方が誠意をもって協議のうえ、定めることとします。

介護予防ケアマネジメント又は介護予防支援の提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

令和 年 月 日

**事業所** 住所 福島県双葉郡檜葉町大字北田字鐘突堂 5-5  
事業所名 檜葉町地域包括支援センター  
説明者名 印

以上の契約を証するため、本書 2 通を作成し、利用者等及びセンターが署名押印のうえ、1 通ずつ保有するものとします。

令和 年 月 日

**事業所** 住所 福島県双葉郡檜葉町大字北田字鐘突堂 5-5  
事業所名 檜葉町地域包括支援センター  
代表者名 社会福祉法人檜葉町社会福祉協議会  
会長 松本 幸英 印

私は、本書面に基づいてセンターから重要事項の説明を受け、介護予防ケアマネジメント又は介護予防支援サービスの提供開始に同意しました。

**利用者**

住所 檜葉町大字 字

氏名 印

**※利用者の代理人の場合**

住所

氏名

(続柄 ) 印